

フランス国民教育制度成立期における教育義務と中立制 ——学務委員会事件を中心に——

高津芳則

はじめに

フランス初等教育は、1881年に無償制が、翌82年に義務・世俗制が法的に確立した。この原則は、教育において新たな状況を生み出す。しかし、その状況は、簡単に一変するものではない。当然ながら、制度の整備過程がしばらく続くことになるのである。そこにおいて、様々な問題が生じる。

本研究では、義務制原則に関する裁判事件と、後にかかる法律の制度過程を対象とし、そのような問題を通して、原則がもつ制度上の意味を考察することを目的とする。

I 1882年3月28日法と学務委員会

学務委員会は、1882年3月28日法により、就学の監督および奨励を目的として市町村毎に、設置されることになった。ここでは条文の規定により、その構成・任務・権限について整理してみる。

構成は、市町村長を議長とし、大学区視学官が任命した郡教育委員（délégué du canton）1名、ただし、複数の郡（canton）を含む市町村では郡と同数の郡教育委員、そして、市町村議会が任命する委員（人数は、当該市町村議員数の3分の1以下）となっている。なおパリとリヨンは別に規定されている（第5条）。

任務および権限としては、学齢児童の名簿を市町村長と共に作成すること（第8条）、子どもの欠席理由裁量権（第10条）、就学免除裁量権（第15条）補助金の配分権（第17条）、があげられる。

まず、欠席理由裁量権についてみてみよう。第10条によると、子どもが一時的に学校を欠席する場合、保護者は、校長に欠席理由を連絡しなければならない。校長は、出席簿を保持しており、毎月末に市町村長および初等視学官に対しその写しを送付する。そして、欠席理由の適否については、学務委員会が判断することになる。同条文では、次のように規定している。

「以下の理由だけが正当と認められる。子どもの病気、

家族の死亡、通学路の偶然的支障に起因する障害、他の例外的事情についても委員会の裁量とされる。」

委員会が正当と認めない欠席の場合、委員会は保護者に出頭を命じて、本法の条文を理解させる（第12条）。その出頭命令にしたがわない場合や12カ月以内の再犯の場合には、委員会は、当該人物の身分・氏名と事実について市町村役場の門前に掲示することを命じる（第12条）。さらに重ねて再犯の場合には、学務委員会もしくは初等視学官が、調停判事（juge de paix）に告訴し、刑法が適用されることになる（第14条）。

次に就学免除裁量権についてみてみよう。第15条によると、「学務委員会は、両親もしくは後見人が正当な理由を持つ請求を行った場合、バカンスを除いて1年つき3カ月を越えない程度の就学免除を、両親もしくは後見人の家に居住する子どもについて認めることができる。しかし、この免除が2週間を越える場合には初等視学官の許可を必要とする。また、就業可能な年齢に達した子どもについて、学務委員会は県教育評議会の同意を得て、1日の2授業時のうち1授業時を免除することができる。ただし、子どもが保護者とともに、一時的に市町村を離れる場合は、市町村長もしくは教師に口頭か文書で連絡すればよいとされている（第15条）。

補助金の配分については、第17条に規定されている。

II ラヴォール（Lavaur）学務委員会事件

(1) 事件の概要¹⁾と委員会判決

タルヌ（Tarn）県のラヴォール・コミューンに住むベルナール・ディメス（Bernard Deymès）には、11歳になるジョゼフ（Joseph）という息子がいた。彼は、1882年3月28日法施行後、公立学校のリストに息子を登録させ、ジョゼフを公立学校に通学させた。そのジョゼフの通う小学校の教師ルガヌー（Rougagnou）は、授業が開始されると、生徒に次の教科書を配布した。

ガブリエル・コンペイレ（Gabriel Compayré）著『道徳および公民教育の基礎』

ベルナール・ディメスは、教師ルガヌーを訪問し、息

子ジョゼフからその教科書も回収するよう要求した。そして、それが認められない場合には、息子の通学を禁じざるを得ないだろうと通告した。それに対し、ルガヌーは、ベルナールの要求を拒否した。この結果、父親ベルナールには、何らかの圧力（中身不明）がかかったが、彼はそれにも屈せず、子どもジョセフの通学をやめさせたのである。初等視学官へ提出された出席名簿の写しの中で、ルガヌーは次のように記載していた。

「ディメス（ベルナール）は、それが悪い本であるという口実で、コンペイユの道徳の授業を子どもに受け続けさせたくなかった。; この理由により、子どもは学校から退席（retiré）した。²⁾」

1882年3月28日法第10条の規定によると、子どもの欠席理由は、学務委員会の判断とされている。そこで、父親ディメスは、弁護士ベルロメイル（Me de Bellomayre）に弁護を依頼した。弁護を承諾したベルロメイルは、ラヴォール学務委員会に公開審議を要求する請願書を提出した。その主張はおよそ次のようなものである。「1882年3月28日法の立法規定全体によれば、明らかに、学務委員会に属する権限は、判事の権限（le pouvoir d'un juge）だということになる。委員会は、抑圧的事例について（en matière répressive）判決を下す；委員会は、違反および再犯を確認する；委員会は、刑罰を課する；簡潔にいえば、委員会は、普通法（droit commun）に関して、実際の裁判権を行使する。（略）

1. 何人も、弁論の機会なく裁かれることはない；何人も弁護なくして、あるいは少なくとも、弁護の自由なくして有罪となることはない；

2. あらゆる抑圧のための裁判は、公開で行われる；裁判は、訴訟を教えるため、弁護を理解させるため、聴衆に開かれている；裁判は、衆目の下、公開で裁判を下す。最も神聖不可侵なる市民の権利を侵し、刑罰を加える裁判が、傍徳を禁じる中で下された場合、刑罰に関する手続きの不可欠な規定を犯したものとして無効となろう。

したがってディメス（ベルナール）の名と利害において、判断を任された弁護人の特権を私は主張する；私は、委ねられ、自ら敬意を持って受け入れた弁護を、公開の学務委員会の場で陳述する権利を、ラヴォール学務委員会に対し主張する。³⁾」

以上のような請願書を受理した学務委員会は、1882年12月15日に公開審議を開催することにした。

12月15日、弁護人ベルロメイルは、教育の中立制（le neutralité de l'enseignement）が侵害されている場合には、義務は存在しないという主張を行った。

「(略) 中立制は、同じく義務制の条件である；それら

は不可分であり、かつ一つのものである。義務制および中立制は、いわば同一目的の二つの側面である；したがって、次のようにいるのは正しい：中立でないものは、義務でもない（pas de neutralité, pas d'obligation）。

したがって、義務制実施の判断は、必然的に中立制尊重の判断ということになる。就学義務違反を抑圧するため、父親がその子どもに免れさせなければならなかと思った教育が、まさに法律により義務となったものかどうか審査する権限を委員会は持っている。

ところで、この判断は、学務委員会のものにほかならない：その裁量権限は、正式に、3月28日法第10条第3項に書かれている。その範囲および限界に注目していただきたい。⁴⁾」

弁護人ベルロメイルは、つづけて、コンペイユ著の教科書が、政治的中立制をいかに侵害しているかを示した。しかし彼がどのようにそれを立証したのか、については、判例集はまったくふれていないので残念ながらわからない。

弁護人ベルロメイルの主張は次のように要約される。

①中立制は義務制の条件である。それゆえ、中立でない教育は義務ではない。

②その教育が、義務であるか否かは、中立であるか否かの判断を求めることがある。その裁量権は、1882年3月28日法第10条第3項により、市町村学務委員会に属する。

③ところで、コンペイユ著の教科書は、政治的および宗教的中立制を侵害している。

④それゆえ、その教科書を使用する教育は、義務ではない。

ラヴォール学務委員会は、同日、次のように判じた。

「ラヴォール学務委員会、——1882年3月28日法第10条および第12条に鑑み、ディメス（ベルナール）の利害のため、その弁護人ベルロメイル提出の意見を聴取した後、法により委任された裁量権を行使した；

判決：ラムル（Ramel）の学校からのディメス（ジョゼフ）の欠席は正当である；したがって、法律に規定されている刑罰の父親ディメス（ベルナール）への適用は理由がない；

学務委員会はこの判決を下し、1882年12月15日公開の審議において議長が読み上げた。⁵⁾」

公教育大臣はこの判決を越権として取り消すようコンセイユ・デタに告訴した（1883年1月18日）。公教育大臣の主張では学務委員会が二点について越権を犯したという⁶⁾。第一は学務委員会が公開審議を行った点である。その根拠は、市町村会が非公開とされた1855年5月5日

法第22条の規定が、学務委員会にも適用されるというものである。第二は教育内容に関わる弁護人の主張を学務委員会が合法と判断したことである。その根拠は、学務委員会が学校監督権および統制権を有していない、というものである。

(2) コンセイユ・デタ判決

コンセイユ・デタは、1883年3月16日に判決を下した⁷⁾。判決本文は簡潔なものであり、ここでは論告担当官マルゲリ (*le commissaire du gouvernement Marguerie*) の論告 (判決提案) を紹介する。

マルゲリは、公教育大臣の提起した前記二点について検討する前に、裁判構成要件に関わる次のような問い合わせている。第一は、市町村学務委員会の下した判決を越権行為としてコンセイユ・デタに告訴することができるのかということ、第二は、告訴が可能であるとしたらそれは公教育大臣がなしえることなのかどうかということ、である。

第一点目の問題についてマルゲリは次のように述べている。

「1872年5月24日法第9条によると、コンセイユ・デタは、終審として行政訴訟に関する訴え、および、各種行政当局の諸活動に対して提起された越権取り消し請求について判決を下す。もし市町村学務委員会が行政当局の一つであるならば、たとえ、立法者が明らかにこのような訴えを予定していなかったとしても、委員会の行為は、1872年5月24日法第9条の適用により、コンセイユ・デタに告発されることが可能である⁸⁾。」

そこで、学務委員会が行政当局であるか否かが問題となる。マルゲリは、1882年3月28日法第12条、13条、14条から、委員会は「市民に対して命令指揮権 (*un droit de commandement*) を有する」機関であり、それは当局にはかならないものとした上で、次に、司法当局か行政当局かという問い合わせを立てる。これについては同じく第8条、15条、17条から、「学務委員会は1882年3月28日法の実施を保障する任務を持つ行政当局の一つであり、本法第12条、13条の特別司法権限 (*le pouvoir de jurisdiction spéciale*) を学務委員会が行使する場合も、その行政的性格を失っていない」⁹⁾として、結論は、学務委員会は行政当局であると述べている¹⁰⁾。

次に第二点目の、公教育大臣の原告適格についても、それを認める判断を下している。すなわち、「行政当局が、その権限を逸脱する決定を下し、関係大臣が憲法上および議会上責任を持ち、保障する使命を有している公

役務について、大臣が、その決定は関連する法律の施行を危うくすると判断する場合、(略) その決定を告訴する権利のみならず義務をも大臣は有する」として、判例 (1882年8月26日コンセイユ・デタ判決) をその証明に用いている。

以上から、裁判構成要件は満たされているとして、公教育大臣が提起した二点について考察をすすめるのである。

第一の点は、市町村学務委員会の公開会議の是非について、である。公教育大臣は、市町村会の非公開制を定めた1855年5月5日法第22条の適用を主張していたのであるが、マルゲリは、同法第22条の適用を否定し、他の理由から公教育大臣の主張を否定してみせる。第22条適用を否定する理由は次のようなものである。

「諸君、もし市町村学務委員会が市町村議会の内部に設けられた委員会の如くみなされる場合には、市町村議会の決定に適用される諸規定によって規制されることが認められよう；この決定が市町村議会の決定と同じく告訴の対象となりうると主張することもできる；このシステムを支持するために、コンセイユ・デタの判例を援用することができる。それによると、1871年8月10日法によって設けられた県委員会 (*commissions départementales*) の決定は、県議会の決定と同条件で、同法第33条、47条、49条の適用により取り消されうる。しかし、市町村学務委員会の構成を決めている1882年3月28日法第5条を参照するならば、この委員会が市町村議会の限定された代表 (*une représentation réduite*) ではないと理解することが容易である；委員会の構成メンバーは、その大部分が市町村議会により、その任期が続く間、任命される；しかし、市町村議会は、その指名において全く自由であり、それは、市町村議員であろうとなかろうと、当該市町村のすべての住民を対象としている。それゆえ、市町村学務委員会は、市町村議会から独立した固有の存在であり、そのすべての権限が、市町村議会の会議のために規定された諸規定に従うのではない。¹¹⁾」

以上のように、公教育大臣の示した根拠を否定したのであるが、次のような理由から、結果的に公教育大臣の主張を正当化している。まず第一は、すべての行政職団の公開制問題である。

「原則上、また、明白な法規定を欠く場合には、行政職団は非公開会議とされる。この慣例は、司法権限を与えられた行政当局にも適用された；訴訟で判決を下すコンセイユ・デタの裁判は、1831年より公開ではなくった。県参事会 (*Les conseils de préfecture*) は、1862年

以後、傍聴者を受け入れなくなった。」

次は、論告担当官が非公開制を正当化するにあたっての最大の理由である。それは、学務委員会の持つ裁判権(jurisdiction)の「特別な性格」である。マルゲリは、1882年3月28日の法案提出時における公教育大臣J.フェリーの発言を引用してこう説明する。

「この権限の性格は、1882年3月28日法提出理由の中で公教育大臣が非常に明瞭に、全く正確に定義づけているように思われる。大臣は述べた、「それはまさに、強情に反抗する両親に対して、勧告し、懲戒し、場合によっては、より厳しい裁判に告発する、家庭裁判所(un tribunal de famille)である。」市町村学務委員会がこのように規定された使命を満足させるためには、委員会が、公衆(public)の影響を避けることが是非とも必要であると思われる。¹²⁾」

このような立法者意思と、さらに、1882年3月28日法第12条に「公開」と規定されていない点を示し、市町村学務委員会の非公開制を正当化する。

以上から、ラヴォール学務委員会の公開審議は越権と判断されたのである。

次に第二の論点で、教育内容に関わる判断をラヴォール学務委員会ができるか否かについてみてみよう。マルゲリは、まず欠席を正当化する理由の中に、教育内容に関わる判断が含まれるかどうかを検討する。1882年3月28日法第10条の最後の項は次のように規定されていた。

「欠席理由の適否は、学務委員会がこれを判断する。以下の理由だけが正当と見なされる。子どもの病気、家族の死亡、通学路の偶然的支障に起因する障害。他の例外的事情についても、委員会の裁量とされる。」

マルゲリは、この規定をめぐる下院内の議論を紹介している。それによると、当初提案起草委員会では、欠席を正当化する理由の列挙は、不可避的に不完全なものになると見え、第10条に前記項目を付け加えることに反対していたという。ところが、公教育大臣は、①正当な欠席理由の例示、と②学務委員会裁量権の制限を目的に、それを規定すべきであると主張したため、議論の結果、前記項目が位置づけられることになったという。ここから、マルゲリは次のように述べている。

「[...] 最後の項目は、あたかも原文が「交通路の [...] 支障に起因する」という言葉の後に、「もしくは他の類似の事情」という表現を含むものと理解されるべきである。¹³⁾」

この「他の類似の事情」の中に、教育内容が含まれるかどうか、という問題になるが、マルゲリは「明らかに含まれない」という判断を下している。それは、学務委

員会は学校監督権、統制権を有していない(1882年6月13日付の県知事宛公教育大臣通達)のに、もし仮に学務委員会が教育の中身に関する主張について判断できるとすれば、学務委員会は教師の主張を聞いたり、学校内で調査活動を行うことになり、このような制度は立法者の考えになかったものである、という理由からである。

以上から、公教育大臣主張の第二点目は、コンセイユ・デタに支持されたことになる。

結論¹⁴⁾としては、コンセイユ・デタは、二点につき越権と判断し、学務委員会判決を無効としたのである。

最後に、論告は、興味ある点について若干の言及を行っている。この点については、後にふれることにする。

III 1886年10月30日法(初等教育組織法)と学務委員会

(1) 学務委員会規定

1886年10月30日法の成立過程の概略を年表で示す。

1879年12月6日	ポール・ペール報告法案
1880年1月20日	政府二法案(ジュール・フェリー; 義務法・無償法)
1881年6月16日	初等教育無償法
1882年2月7日	初等教育組織法案(ポール・ペール)
3月28日	初等教育義務・世俗法
6月20日	初等教育組織法案(ポール・ペール)
12月15日	ラヴォール学務委員会判決
1883年3月16日	ラヴォール学務委員会事件コンセイユ・デタ判決
11月13日	初等教育組織法案審議開始(下院)
11月15日	審議延期
1884年2月9日	初等教育組織法案報告(ポール・ペール)
2月16日	同法案第二修正報告(ポール・ペール)
3月18日	下院可決(391対108)
1885年11月24日	上院委員会法案報告
1886年3月30日	上院可決(170対100)
6月7日	下院委員会法案報告
10月28日	下院可決(360対179)

もともと初等教育の組織に関わる諸規定は1879年12月6日に下院へ提出されたポール・ペール報告法案の中に盛り込まれていた。ところが、法案をいくつかに分割し、可能なものから順次成立させていくという政府の方針により、初等教育組織法案は初等教育無償法(1881年6月

フランス国民教育制度成立期における教育義務と中立制

16日法), 義務・世俗法 (1882年3月28日法) とは別に成立がめざされたのである。この法案は、下院で4回(1882年2月7日, 同年6月20日, 同年2月9日, 同年2月16日) 提出されている。最終的に下院で可決されたのは1886年10月28日である。法律は全68条の長いものであり、ここでは章および節のタイトルのみを示す。

第一章 総則

第一節 初期教育の確立 (第1条~第8条)

第二節 視察 (第9条~第10条)

第二章 公教育

第一節 公立学校の設立 (第11条~第15条)

第二節 教員—必要な条件 (第16条~第25条)

第三節 教員の任命—懲戒—賞罰 (第26条~第34条)

第三章 私教育 (第35条~第43条)

第四章 初等教育に関する評議会

第一節 県教育評議会 (第44条~第53条)

第二節 学務委員会 (第54条~第61条)

第五章 暫定規定 (第62条~第67条)

第六章 アルジェリアおよび植民地に対する特別規定 (第68条)

この法律の第4章第2節の学務委員会規定は当初法案の中に盛り込まれていなかった。この節が法案の中に位置づけられたのは、1884年2月9日の修正報告法案からである。以下が第4章第2節学務委員会の規定全文である。

第54条 1882年3月28日法第5条により設立された市町村学務委員会は、市町村長もしくは市町村長委任の助役を議長とし; 大学区視学官任命の郡教育委員一名、また複数の郡を含む市町村においては郡と同数の郡教育委員と; 市町村議会議員数の三分一以下の市町村議会任命の委員、で構成される。

市町村議会が委員の任命手続きを拒否する場合、県知事が議会の代わりに選任する。

第55条 パリおよびリヨンにおいては、自治区毎に学務委員会を設置し; 議長は区長もしくは区長代理の助役とする。

委員会は大学区視学官任命の郡教育委員一名と各区毎に三名から七名の区議会任命の委員より構成される。

第56条 市町村議会任命の学務委員会委員の任期は次

の市町村議会選挙までとする。

再任はこれを妨げない。

初等視学官はその管轄下に設けられたすべての学務委員会に職務上臨席するものとする。

第57条 市町村組織に関する1884年4月5日法第32条、第33条および第34条により確立された被選挙資格の喪失および兼職禁止が学務委員会および郡教育委員会の委員に適用される。

第58条 学務委員会は議長の召集もしくはその不在の場合には初等視学官の召集に基づき、少なくとも3ヶ月に一回開催される。審議は委員の過半数の出席で有効とされる。

学務委員会が正当と認める理由なく連続三回欠席したすべての委員は、県教育評議会に対する釈明提出を承認された後、評議会が解職を命じることができる。

当該委員会の執行が続いている間、再任はありえない。

二回の召集にもかかわらず学務委員会が過半数の出席とならない場合市町村長 (もしくはその代理の助役)、初等視学官および郡教育委員が出席していれば委員会が特別に召集された事柄に関する審議は有効とされる。

議長は学務委員会の議事録を三日以内に初等視学官へ送付しなければならない。

学務委員会は、いかなる場合にも教育方法および教材の評価に介入することができない。

第59条 初等視学官、両親および責任を有するものは、学務委員会の決定 (décisions) に対して控訴できる。

控訴は県知事および関係者へ送付される簡単な書面 (simple lettre) により10日以内に行われなければならない。

控訴は終審として裁定を下す県教育評議会に提出される。

控訴により決定の効力は一時停止される。

父母後見人は県評議会にみずから出頭し、あるいは、代理人を出すことができる。

第60条 県教育評議会および市町村学務委員会の議事は非公開とする。

第61条 1850年3月15日法第一章および第二章、1867年4月10日法および本法に反するすべての規定を廃止する。

これらの諸規定の中でラヴォール学務委員会事件の争点に対応しているものは、第58条第6項および第60条である。¹⁵⁾

(2) 第58条第6項の審議

教育の内的事項に学務委員会が関与できないとするこの規定は両院において右派の反対に会う。まず下院では、マン (le comte Albert de Mun) が、この項の削除を要求している。彼は、コンセイユ・デタ判決 (1883年3月16日) や、破壊院判決 (1883年12月14日) に反発し、学務委員会は司法当局であると主張している。

「3月28日法第10条は明確に述べている。学務委員会は、弁明として主張されたすべての事情について審理しなければならない。家長の側は、彼の良心が彼に暗示したすべての理由、すなわち、彼の息子の公立学校への通学を禁じるように決定した理由を、主張する権利がある。学務委員会が裁量するものはまさにそれである。法律はいかなる例外も設けていないし、いかなる制限も含んでいない。これこそが家庭の保障 (le garantie des familles) なのである。¹⁶⁾」

そして、彼はこうつづけた。

「ところで、父親が子どもを学校に通わせないための主張しうる多くの理由の中で、次のもの以上に正当性を持つものはないだろう。それは、子どもの精神を誤らせる、もしくは、退廃させる性質だと父親が考えるような学校で使用されている教科書、教育方法、である。

もし、同様の理由を主張する権利を家長から奪うならば、同じ様な場合に、彼から弁護提出権を取り上げることになる。そして、学務委員会にあっては、教材に関与できないとすれば、この種の弁明を審理するために、どうしたらよいのだろうか？

委員会は、第10条の規定を履行することが不可能となる。第10条とは、欠席が生じたあらゆる状況を審理する義務を委員会に課したものである。¹⁷⁾」

これに対し、法案提出委員会側から、「[学務] 委員会は、一身上の弁明を裁量しなければならないのであり、原則の問題について判断しないのである。¹⁸⁾」という簡単な発言があっただけで、この項は他と切り離され独立して記名投票にもちこまれる。結果は、賛成416反対88、で可決となった。

上院では、第二審議においてラヴィニアン (le baron de Ravignan) が、同趣旨の主張を展開し、削除を要求した。これに対し、公教育大臣が、1882年3月28日法第10条の立法者意思では教育内容を理由とする就学免除は認められないと主張し、破壊院判決や、ラヴォール学務

委員会の事例にふれて反論を行った。そして、同条の他項とは切り離されて単独に記名投票され、203対64で可決となった。

再び下院に送付された法案の審議において、ポンシュヴィル (Thellier de Poncheville) が、第58条第6項の削除を、宗教的中立制と家長の権利、を理由に主張した。しかし、委員会側の反論はないまま採決にもちこまれ、可決されている。

(3) 第60条の審議

学務委員会の非公開を規定するこの条文も、両院において、右派からの反論に会っている。まず下院において、バスティエール (le Bassettière) が次のような修正案を提出した。

「初等教育にかかる県教育評議会、郡教育評議会、および、学務委員会は、係争事項もしくは懲戒事項について裁定する場合、公開審議とする。」

被疑者の要求がある場合はいつでも、前記評議会は、傍聴禁止を命じることができる。

当事者は、弁護人を代理出席させる、あるいは、弁護人に弁護させる権利を有する。¹⁹⁾」

彼は、学務委員会が正真正銘の裁判所であるという認識から、通常の裁判における被疑者に対する最小限の保障を求めていた。それは、弁護人を委任し、そして弁護してもらう権利、および、審議の公開制である。ラヴォール学務委員会事件についてもふれて公開を訴えた彼の主張に対し、反論はなく、法案第57条 (後の60条) は可決された。

上院第一審議において、バトビィ (Batbie) は、次の修正案を提出した。

「係争事項もしくは懲戒事項について裁定を下す場合、常に県教育評議会および学務委員会は、公開審議とする。召喚されたものは誰でも、弁護人に弁護させることができる。²⁰⁾」

彼は、民事裁判所、刑事裁判所そしてコンセイユ・デタがいかに公開制となってきたかを示した後、県教育評議会と学務委員会の公開制確立を要求した。

これに対し、委員会を代表してギフレイ (Guiffrey) が、これは裁判所 (les tribunaux) の問題ではなく、家庭裁判所 (conseils de famille)、懲戒裁判所 (conseils disciplinaires) の問題なのだと反論を行った。この修正案は記名投票となり、88対175で可決された後、第53条 (後の60条) は可決された。

上院第二審議において、第60条に関する追加提案をバトビィは行った。それは、次のようなものである。

「父、母、後見人 (tuteurs ou tutrices) は、市町村学務委員会において、弁護士に弁護してもらう、もしくは、代理出席してもらうことができる。²¹⁾」

彼は、この追加提案の目的を次のように述べた。

「私は、ここに公開制の芽、保障の始まりがあると認める。上院が完全なる公開制の確立という終極までいくことを欲しなかったので、私の修正案で、公開制の萌芽を、すなわち、当事者たちに学務委員会において弁護してもらう、あるいは、代理出席してもらう権利を与えることに存する、保障のはじまりを承認するよう、提案する。²²⁾」

それに対し法案報告者フェルイラ (Ferrouillat) が、反論している。

「我々は、この家庭裁判所 (tribunal de famille) [学務委員会のことか] が、はっきり言うと、議論を変質させるためのあらゆる出自 (tout provenance) の弁護士を招き入れる、争いの舞台に墮することを望まないのだ。²³⁾」

第60条は、まず可決され、次にバトビィの追加提案が記名投票にふされ、90対169で、それは否決された。

下院に戻ると、ルクワントル (Lecointre) クルーゼ (Creuzé) およびバティ (Batie) が、次の修正案を提出した。

「県教育評議会および市町村学務委員会の審議は公開とする。しかし公開審議がなんらかのスキャンダルや重大な不都合を生じさせる場合には、この評議会および委員会は傍聴禁止を命じることができる。

傍聴禁止は特別審議と投票の3分の2以上の大多数の決定を経て、命じられる。²⁴⁾」

しかし議論はおこなわれず、採決になり、修正案は否決、法案第60条は可決されている。

まとめ

1882年3月28日法施行にあたり、立法者から積極的役割を期待された学務委員会が、その期待に反したという事例の一つとして学務委員会事件があった。義務・世俗・無償の三原則をもつ国民教育制度に反対していたカトリック＝右派は、法律（1881年6月16日法・1882年3月28日法）施行後も、反対運動を展開したのである。そしてフランス西部および南西部の保守的地方では、そのような反対勢力の人々が、学務委員会に入りこんでいた。そのため、教科書の内容を理由として教育義務免除の判断を、ラヴォール学務委員会が下せたのである。なお、問題となったガブリエル・コンペイユの教科書は、カトリックの検閲聖省 (le congrégation de l'Index) が批判

していたものだった²⁵⁾。したがって、この事件は、国民教育制度に反対するカトリック勢力が、いわゆる世俗教育を拒否しようとして生じたという性格を持つ。しかし、具体的に目に見える形はそういう性格でも、教育において今日にも通じる問題を、この事件は含んでいる。まず原則の問題として、義務制原則と世俗制原則の問題をあげることができる。フランスの義務制原則は、教育義務であり、就学義務ではないという説明が普通なされている。確かに、1882年3月28日法第4条では義務教育の場を公立学校以外でも可能と規定している。しかし、私立のカトリック系学校は数が限られていること、私立学校に子どもを入学させることができ親の階層は限られていること、同様に、家庭教師を雇える親はわずかであること、を考慮すれば、多くの人々にとって教育義務は公立学校への就学義務を意味していた。それゆえ、デイムスの子どもが公立学校に通学していく、この事件が生じたものと考えられる。

義務教育が、実際には公立学校への就学義務として機能するならば、当然、中立制の問題が出てくる。これについて、ラヴォール学務委員会が判決において、コンペイユの教科書の政治的、宗教的「偏向」を詳述していない点は興味深い。また、政府がコンセイユ・デタに学務委員会を越権として告訴することで、教育内容の問題は表面化しなかったが、これも、政府が単に学務委員会判決を破棄させるためにとった手段で、他意はなかったのか、それとも、デリケートな中身の問題をさけるため、あえてそのような手段に訴えたのか、これも興味深い点である。しかし限られた資料からは判断できない。ただ、教育内容の中立制を理由とした不就学について、政府側に内容にかかわって争う自信があれば、政府側は親の不服申立てを制度的に保障する道を選んだのではないかと思われる。1886年10月30日法で、学務委員会関係規定を設けたのは、中立制と義務制にかかわる問題を公の場に出さないようにして、とにかく就学奨励を優先させたためと考えられるのではないだろうか²⁶⁾。

その後、世俗公立学校に反対する親たちは、組織的な運動を展開していく²⁷⁾。そして1913年・14年のデクレで「各県で定められる公立学校用の教科書リスト中に中立性原則違反が有ると考える家長 (père de famille) は、文部大臣にたいし当該教科書登録について不服申立てをなしうる」²⁸⁾ようになる。また、「不服申立てが容れられない場合における行政訴訟（越権訴訟）の出訴資格を、父母団体にまで是認する判決」²⁹⁾が、同じく1913年より確定する。すなわち、国民教育制度が成立して約30年後やっと親の、教育、とりわけ教育内容への参加権が、

一定程度認められることになるのである。このような経過を見ると、国民教育制度成立期の義務制は、公立学校への強制就学という面を強く持っており、それにかかわって中立制原則は、共和派にとって微妙な問題として存在していたということがいえるのではないだろうか。

また、今触れた親の教育参加権という問題からも、この事件は興味深い。これについては1913年・14年のデクレ成立過程の研究とあわせて、今後の課題としたい。

〈註〉

- 1) 事件の概要是、判例集の記載による。
- 2) Gaz. pal. 1883.1.208
- 3) Ibid.
- 4) Ibid.
- 5) Ibid.
- 6) Lebon. 1883. pp. 285-286
- 7) Lebon. 1883. pp. 285-292 / S. 1885.3.11. / D. 1884.3.41. 以下コンセイユ・デタ判決はLebonによる。
- 8) Lebon. Ibid., p. 286
- 9) Ibid., pp. 286-287
- 10) 市町村学務委員会が行政当局であるという点について、破壊院も同趣旨の判決を後に出している。

「[学務委員会は] 法律に規定された就学義務 (*devoir scolaire*) の履行を監督、保障するために設立された純粹な行政職団 (*simples corps administratifs*) であり、必要な場合には、違反者を抑止的裁判所へ告発する。そして、学務委員会が判断する、その前段階の諸方策は、眞の刑罰的性格を有していない。」
Cass.- crim. 14. déc. 1883., S. 1884.1.405.

- 11) Lebon. Ibid., p. 288
- 12) Ibid., p. 289
- 13) Ibid., p. 290
- 14) 判決の全文は次のようになっている。

「コンセイユ・デタ判決 (1883年3月16日)

コンセイユが越権であると宣言し、無効と判断するよう求められている公教育大臣の訴えを審理する一ラムルの学校に通学しなければならない生徒ディメス少年の欠席を正当化する判決をラヴォール学務委員会が1882年12月15日付判決において行った；また、父親のディメスによって申し立てのあった、そして、とりわけ教科書、即ちコンペイレの『道徳および公民教育の基礎』にかかわった教育にもとづく欠席理由を承認したために、委員会は自らに属さない権限の行使を受理した；そして委員会はその権限行使した；

1882年3月28日法参照

1790年10月7～14日法および1872年3月24日法参照

訴訟の受理可能性に関して：—1872年3月24日法の第9条《コンセイユ・デタは各種行政当局の行為に対し、形成された越権に関する破棄要求について、最終審として判決を下す；》

通学の監督および奨励のために1882年3月28日法で設立された市町村学務委員会は、前述の法律施行のために行政命令の権限を行使する；一他方、越権で侵害だと判断される諸判決の取り消し訴訟は、法律の遵守について配慮し、また省の管轄に属する諸当局の権限維持について配慮する義務を有する公教育大臣の権限に属する；ゆえにラヴォール学務委員会にかかわる、上記判決に対する前記大臣の訴えは、受理せらるべきである；

結論 (Au Fond)

ディメスが提出した弁明要求に基づき、公開討論を当該委員会が開催させたことから導かれる理由について：—法律に特別な定めがないので、会議を公開にすることは行政職団の権限に属さない；1882年3月28日法のいかなる条文も学務委員会がその権限を行使することになる会議を公開とする規定をしていないし、権限を与えていない；ゆえにディメスによって委員会に付された弁明を問題とする公開討論に取りかかることは、ラヴォール学務委員会が法律の予定した形式外の判決を下したものであり、また、その判決は取り消されるべきである：

委員会が権限外事項について判決を下したことから導かれる理由について：—1882年3月28日法第10条：《欠席理由は学務委員会の判断に委ねられる。以下の理由だけが正当とみなされる。子どもの病気、家族の死亡、通学路の偶然的支障に起因する障害。訴えられた他の例外的事情についても、委員会の裁量とされる；》

上記条文の適用で、子どももしくはその家族により訴えられた個人的弁明の事例について学務委員会が判決を下すとしても、法律のいかなる条文も教材もしくは教育方法を統制する資格を与えていないし、また、この種の評価に基づく弁明要求を受理する権限は委員会に認めていない；

委員会の場において表明されたようなディメスの弁明は学校において与えられている教育および使用されている教科書の性格にのみ根拠をおくものである。この弁明を受理することで委員会はその権限外事項に介入した；また委員会は権限行使し越権を犯した。。。 (越権取り消し判決)」 Lebon. 1883., pp. 285-292

- 15) 第58条第6項および第60条の審議状況は次の《表1》，《表2》の通り。

フランス国民教育制度成立期における教育義務と中立制

〈表1〉 第58条第6項の審議

	審議時の条項数	審議・可決日	J. O.
下院	55条5項	1884・3・17	18/3/1884, pp. 798-799
上院	第1審議 51条5項 第2審議 58条6項	1886・2・25 1886・3・29	25/2/1886, pp. 276-278 29/3/1886, pp. 504-506
下院	58条6項	1886・10・28	28/10/1886, pp. 1681-1682

〈表2〉 第60条の審議

	審議時の条項数	審議・可決日	J. O.
下院	57条	1884・3・18	19/3/1884, pp. 813-814
上院	第1審議 53条 第2審議 60条	1886・2・25 1886・3・29	25/2/1886, pp. 278-281 29/3/1886, pp. 506-507
下院	60条	1886・10・28	28/10/1886, p. 1683

- 16) J. O. (Chambre). 18/3/1884., p. 798
- 17) Ibid
- 18) Ibid., p. 799
- 19) Ibid., p. 813
- 20) Ibid. (Sénat). 25/2/1886., p. 278
- 21) Ibid. 29/3/1886., p. 506
- 22) Ibid
- 23) Ibid
- 24) Ibid. (Chambre). 28/10/1886. p. 1683
- 25) F. Buisson. Dictionnaire de Pédagogie d'instruction primaire. 1887. pp. 2135-2136. Obligation の項で若干ラヴォール学務委員会事件について触れている。本研究はその当該箇所に学んでいる。
- 26) ラヴォール学務委員会事件コンセイユ・デタ判決の論告の終わりにおいてマルゲリは次のように述べている。
 「もし、ディメスが宗教上の観点から学校の中立制一立法者から約束され、求められた中立制一が、事実上ヴェルフェイユの学校で守られていないと判断した場合、彼は、教育の観点からみて、教育の指導および監督を義務づけられた諸当局すなわち視学官、知事、大学区長、公教育大臣という1882年3月28日法の執行を義務づけられた当局へ意義申し立てすべきだった。彼は下院での報

告者が法案審議時に語った言葉、すなわち1882年3月28日法の眞の意味を与えた言葉を、諸当局に対して利用することができたのだ。それはこうである。『子どもの良心の自由および本来の良心の自由それ自体を侵害するような学校において教育は行われない、と家長に対して明言することが不可欠であると我々には思われた。』しかし、ディメスが意義申し立てについて、満足行くまで子どもを退席させる権限を持つと考えたとしても、また意義申し立てが根拠有る場合であったとしても私たちは審理する必要はない…」 Lebon. 1883. p. 291

コンセイユ・デタは事実審ではなく、法律審である、それゆえ、審理は公教育大臣主張の二点に、したがって、その法律上の解釈に限定されてしまう。しかし、事件の核心は、このマルゲリの記述している点にあった。

- 27) Louis Rolland, Ies rapports entre les instituteurs et les père de famille. R. D. P. 1908, p. 89
- 28) 兼子仁『新版教育法』有斐閣, 1978, p. 104
- 29) 同上

資料： 1882年3月28日法（初等教育義務・世俗法）

第1条 初等教育（L'enseignement primaire）は、以下の内容によって構成される。：

- 道徳および公民教育 (L'instruction) ;
読み書き;
国語およびフランス文学の初步;
地理, 特にフランス地理;
歴史, 特に今日までのフランス史;
法律学および経済学の諸概念;
自然科学, 物理学および数学の初步, それらの農業, 衛生, 工業への適用, 手仕事および主要な手工業の道具使用;
図画, 工作, 音楽の初步;
体育;
男子に, 軍事教練;
女子に, 裁縫;
1850年3月15日法第23条は廃止される.
- 第2条** 公立初等学校は, 両親が希望する場合に校舎の外でその子どもに宗教教育を行うことを可能にするため, 日曜日の他, 一週間につき一日を休日とする.
宗教教育は私立学校において任意とする.
- 第3条** 公立および私立の初等学校と幼稚園における視察, 監督, および指導の権限を聖職者に与える1850年3月15日法第18条および第44条の規定は廃止される. また非カトリック宗派に属する教師の推薦権を枢機卿会議 (consistoiries) に与えていた同法第31条第2項も廃止される.
- 第4条** 初等教育 (L'instruction primaire) は, 満6才から満13才までのすべて子どもの義務である. 初等教育は初等もしくは中等教育の施設において, あるいは, 公立もしくは私立の学校において, あるいは, 家長自身もしくは彼が選ぶ者によって家庭において, 与えられる.
聾啞および盲の子どもに初等教育を保障する方法は規則をもってこれを定める.
- 第5条** 市町村学務委員会 (commission municipale scolaire) は, 就学の監督および奨励を目的として市町村毎に設定される.
学務委員会の構成は, 市町村長を議長とし; 大学区視学官任命による郡教育委員一名, また複数の郡を含む市町村においては郡と同数の郡教育委員; 市町村議会が任命する市町村議会議員数の三分の一以下の委員, とする.
パリとりヨンでは, 自治区 (arrondissement municipal) 每に委員会が設置される. 委員会はパリでは区長 (maire) リヨンでは助役 (adjoints) が召集する; 委員会の構成は大学区視学官任命による郡教育委員一名, 各区毎に三名から七名の区議会任命の委員とする.
市町村議会が任命する学務委員会の職務は新しい市町村議会の選挙まで続く.
任命は常に更新できる.
初等視学官はその管轄下に設けられたすべての学務委員会に職務上臨席するものとする.
- 第6条** 初等教育修了証書 (certificat d'études primaires) を設ける; 証書は, 子どもが11才になると受験できる国家試験 (examen public) の後授与される. 11才以後初等教育修了証書を取得した子どもは残余の義務就学期間を免除される.
- 第7条** 父, 後見人, 子どもの保護者, 子どもが住み込みで働いている場合にはその雇用主は, 新学期開始期日の少なくとも二週間前に, 市町村長に対して子どもの教育を家庭で与えるか, もしくは公立あるいは私立学校で与えるかを通知しなければならない. 公立あるいは私立学校で与える場合には選択した学校を指定するものとする.
複数の公立学校の近くに居住する家族は, 学校が規則 (les règlements) の定める生徒定員を越えない限り, 他地域のいずれの学校にも子どもを登録することができる.
異議申し立ておよび, 訴えのある場合, それが市町村長のそれであれ, 両親のそれであれ, 県教育評議会 (le conseil départemental) が, 最終審として裁定を行う.
- 第8条** 市町村長は, 毎年, 当該市町村学務委員会の同意のもとに, 6才から13才までのすべての子どもの名簿を作成し, 新学期開始期日に子どもの責任を負うものに通知する.
新学期開始期日の二週間前に, 両親および責任を有する他の者から届出がない場合, 市町村長は, 規則に従って, 当該子どもを公立学校の一つに登録し, 責任を負う者にそれを通知する.
新学期開始一週間前に, 市町村長は, 公立および私立学校長に, 入学予定者の名簿を送付する. 市町村長は名簿の写しを初等教育視学官に送付する.
- 第9条** 子どもが退学する場合, 両親もしくは責任を有するものは, ただちに市町村長にその旨通知し, あわせて今後, その子どもがどのような仕方で教育を受けるのかを通知しなければならぬ

フランス国民教育制度成立期における教育義務と中立制

い。

第10条 子どもが一時的に学校を欠席する場合、両親もしくは責任を有するものは、校長 (au directeur ou a la directrice) に欠席理由を知らせなくてはならない。

校長は授業毎に (pour chaque classe) 登録された生徒の欠席を確認する出席簿 (un registre d'appel) を保管しなければならない。毎月の終りに、校長は市町村長および初等視学官に、欠席数および申告された理由の報告とともに、この名簿の抄本 (un extrait) を送付する。

欠席理由の適否は、学務委員会がこれを判断する。以下の理由だけが正当と見なされる。子どもの病気、家族の死亡、通学路の偶然的支障に起因する障害、他の例外的事情についても、委員会の裁量とされる。

第11条 前条の規定に反した私立校長は、すべて、学務委員会および初等視学官の報告に基づき、県教育評議会 (conseil départemental) に告発される。教育評議会は、以下の罰罪を課すことができる。1. 警告、2. けん責、3. 一ヶ月以内の停職および同一学年度における再犯の場合は、三ヶ月以内の停職。

第12条 市町村学務委員会が正当と認める理由なく、一月に四回半日以上子どもが学校を欠席した場合、父、後見人、もしくは責任を有するものは、市町村役場で開催される前記委員会に出頭を命ぜられる。出頭命令は少なくとも三日前に下すものとする。委員会は、当該の者に本法の条文を認識させ、義務を説明する。

正当な理由なく出頭しない場合、委員会は以下の諸条文に掲げる刑罰を課する。

第13条 初犯以後十二ヶ月以内に再犯の場合、市町村学務委員会は市町村役場の門前に再犯の事実と共に責任を有する当該人物の氏名および身分を二週間もしくは一ヶ月の間、掲示することを命じる。

同罰則は第九条の規定に反する者についても適用される。

第14条 再々犯の場合には学務委員会もしくはその代わりに初等視学官が、調停判事に告訴しなければならない。違反は軽犯罪とみなされ刑法第479条、第480条以外の条文に従って軽犯罪罰の刑に処される。

刑法第463条が同様に適用される。

第15条 学務委員会は、両親もしくは後見人が正当な理由を持つ請求を行った場合、バカンスを除いて一年に付き三ヶ月を越えない程度の就学免除を、両親もしくは後見人の家に居住する子どもについて認めることができる。

この免除が二週間を越える場合は、初等視学官の許可を得なければならない。

両親もしくは後見人が一時的に市町村を離れる場合、それに随行する子どもについては、これらの規定は適用されない。その場合、市町村長もしくは当該教師への口頭による連絡もしくは文書連絡をもってこれにかえる。

就学の有無にかかわらず、就業可能年齢に達した子どもについて、委員会は県教育評議会の同意をえて、一日の二授業時の内一授業時を免除することができる;家庭外で農業に従事しているすべての子どもについても同様である。

第16条 家庭において教育を受ける子どもは義務教育の第二年目の終り以後、毎年試験を受けなければならない。その試験は高等教育評議会が作成する大臣アレテに定める形式とプログラムに従い、公立学校における彼らの年齢に相当する教科目を対象とする。

試験審査委員会は、初等視学官もしくはその代理を議長とし、郡教育委員、学位免状もしくは資格証書を有する者、大学区視学官任命の審査員によって構成される。女子の試験を行うものは資格を有する女性でなければならない。

試験の結果、不合格と判定され、いかなる弁明を委員会が承認しない場合、両親は通知から一週間以内に公立もしくは私立学校へ子どもを通学させ、選択した学校を市町村長へ通知しなければならない。

届出のない場合第8条の規定に従って登録が行われる。

第17条 1867年4月10日第15条によって設けられた学校金庫はすべての市町村に設立される。3000フランを越えない補助金を受けている市町村においては、金庫は、この目的のため公教育大臣が開設したクレジットに対し、少なくとも市町村補助金の総額に等しい補助金を要求することができる。

補助金の配分は学務委員会に委ねられる。

第18条 大学区視学官および県教育評議会の請求に基づいて作成される大臣アレテが教室不足のため

東京大学教育行政学研究室紀要 第7号 1988年

義務制に関する第4条以下の規定が適用できない市町村を毎年公開する。

公教育大臣が両院に提出する年次報告では本

法が適用される市町村のリストを公開する。

(1987年12月1日受理)